

4. 外部評価について

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所は、サービスの改善及び質の向上を目的として、少なくとも1年に1回以上、自己評価を行うとともに、第三者による評価（外部評価）を受けなければなりません。

1 評価の流れ

小規模多機能型居宅介護

自己評価

- ①全ての従業者がサービス内容について振り返りを行う
- ②結果を相互に確認し、課題解決や質の向上に向けて必要な取組みについて話し合う

外部評価

- ①運営推進会議において、自己評価結果に基づき、サービス内容や課題について共有を図る
- ②第三者の観点から評価を受ける

認知症対応型共同生活介護

自己評価

- ①愛知県の定める項目について、管理者と従業者が協議して自己評価を実施

外部評価

- ①愛知県の指定する評価機関に申込む（※）
- ②第三者の観点から評価を受ける

運営推進会議において評価を受けることも可能です。

ただし、この場合は他事業所との合同開催は認められず、

①地域包括支援センターまたは行政職員 ②知見を有する者 の参加が必要です。

2 結果の公表及び報告

評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、事業所内に掲示する等により公表しなければなりません。
また、併せて知多北部広域連合へ評価結果を提出してください。

【提出方法】

メール、郵送または窓口

→提出いただいた評価結果は知多北部広域連合、管内の地域包括支援センター及び市町にデータで保存します。
閲覧希望者は上記窓口でお声掛けいただき、希望事業所の評価を閲覧できます。